

法令適用事前確認手続照会書

平成 28 年 08 月 29 日

消費者庁表示対策課長 殿

照会者氏名 木曾 崇

住所（法人にあっては代表者の氏名を付記）

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-3-1

連絡先

担当者名 木曾 崇電話番号 03-4577-8691電子メールアドレス kiso@internationalcasino.jp

（代理人による照会の場合は、上記に加え、これに準じて当該代理人に関する事項を記載すること）

消費者庁における法令適用事前確認手続に関する細則の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。また、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合には、照会者名が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

不当景品類及び不当表示防止法 第4条

2 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為（必要であれば資料の添付ができる）

- ・ 当社（株式会社国際カジノ研究所）は、カジノ、および宿泊、飲食、ショッピングセンター、その他各種アミューズメント施設に関する調査、およびコンサルティング事業等を業務としている。
- ・ 当社は、当社との間でポイントシステム提供契約を締結している提携事業者（以下「提携事業者」）から商品・役務を購入した消費者に対して、その取引金額に基づいたポイントを当社から当該消費者に付与するというポイントシステム事業を営む具

体的な予定があり、当社のウェブサイト上などにおいて、ポイントを保有する消費者に当該ポイントを賭けさせたゲームを行わせ、その勝敗によって、当該ポイントの得喪を争うというサービス提供を企画（以下「本件企画」）している。提携事業者からは、ポイントシステムの使用ボリュームに基づいて従量制で金銭を受け取ることとしている。

- ・ 消費者が、本件企画で賭けることができるポイントを貯めるためには、提携事業者の商品・役務を購入する前に、当社のウェブサイト上などにおいて会員登録（無料）をする必要がある。
- ・ 会員登録を行った消費者が提携事業者との間で取引した場合に、当社から当該消費者に対して、取引金額 100 円ごとに1ポイントを付与する。消費者は、このポイントを利用することにより、全ての提携事業者が取り扱う商品・役務を購入する際に1ポイント1円相当の値引きを受けることができるが、これは、当社から提携事業者に対して当該消費者が使用したポイント分の代金を支払うことによるものである。また、値引き以外にも、一定ポイント貯めると景品に交換することが可能となるようなものとしたと考えているが、この点についてはどのような景品を提供するかなどは未定である。
- ・ 本件企画において用いることを予定しているゲームは、ブラックジャック、ルーレット、バカラ、スロットマシン、ビデオポーカーなどのカジノゲーム等を再現したもののほか、将来的に起こり得る何かしらのイベントの結果を予想するタイプのゲームを想定しているが、いずれのゲームについても当社のウェブサイト上において遊戯してもらうことになる。これらゲームは、スマートフォンやパソコン上にて遊戯することができるものであり、スマートフォン等に当該ゲームのアプリケーションをインストールするのは無料である。また、消費者が1ポイントでも有していれば何度でも本件企画のゲームで遊戯することができ、それ以外に当該ゲームで遊戯するための条件はない。

3 当該行為と照会対象法令（条項）の規定との関係についての自己の見解及び根拠

①将来発生する取引価格の値引きを約束するポイントは、現景表法上では規制対象となっていないため、そもそもその取扱いに対して景表法第4条の定める「景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項」による法令上の制限を受けない。②景品への交換ができるポイントを更に何らかのゲーム等に賭し、その結果、客によって獲得される経済的利益は、本体取引に付随して付与される経済的利益ではなく、その先に客の行ったゲームの結果に対して付与される経済的利益である。それ故、景品表示法第4条の定める「景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項」による法令上の制限を受けない。

4 公表の遅延の希望（希望する場合のみ）

(1) 理由

(2) 公表可能時期